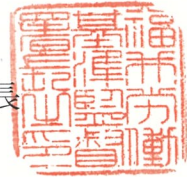


福井基署発 1121 第1号
令和4年 11月 21日

公益社団法人
福井県労働基準協会 福井支部長 殿

福井労働基準監督署長



墜落災害防止のための対策強化について

日頃より、労働基準行政の運営に厚い御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、福井労働基準監督署管内における本年の死亡災害については、5名（10月末速報値）の方の尊い命が失われる結果となっています。これは、昨年1年間の4名を上回っており、大変憂慮すべき事態です。

特に、令和3年以降の死亡災害9件中3件（1/3）は墜落災害であり、いずれも、墜落防止措置が講じられないまま作業したことが原因となっています。

屋根工事や設備工事をはじめとする各高所作業においては、手すりの設置や、墜落制止用器具を使用できる環境が整わないまま、作業を行わせることのないよう作業方法を再確認する必要があります。

一方、墜落防止措置については、注文者においても費用面等について当然考慮されるべきものです。つきましては、施工者のみならず、注文者を含め、各高所作業について墜落防止措置を講じる必要があることを広く周知するため、別添のリーフレットを作成しましたので、貴会員へ配布する等、労働災害防止に御協力をお願い申し上げます。

福井労働基準監督署

安全衛生課 加藤・尾崎

〒910-8542

福井市開発 1-121-5

TEL 0776-54-6827

令和3年以降の死亡災害のうち 1/3が、**墜落防止措置不足** による墜落転落災害です！

屋根・屋上での短期間の工事
において**墜落災害が多発**しています！

墜落災害は労働者の生命にかかわる重大な災害です。以下の点を厳守してください。

足場を設けること

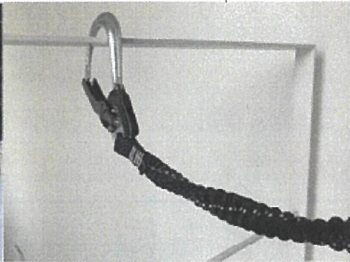
手すりを設けること



上記措置が
困難な場合

親綱を設けること

要求性能墜落制止用器具
(旧名称:安全帯)
を使用させること



福井労働基準監督署

令和4年は福井県内全体で死亡災害が急増したことから同年9月に作成したリーフレットです。その中でも福井労働基準監督署管内の死亡災害が多くなっています。

令和3年1月以降、令和4年10月までの、福井労働基準監督署管内の死亡災害は9件あり、うち3件は、墜落防止措置がないまま作業を行った結果、発生しています。

令和3年5月に福井労働基準監督署が作成したリーフレットです。

未だに、基本的な墜落防止措置不足による死亡災害が発生しています。

「気を付けろ」「注意しろ」と指示するだけではダメです！

裏面に「墜落防止措置の緊急自主点検」がありますので、御確認願います。

令和4年 職場に掲示してください。

死亡災害が急増しています！

福井労働局 福井・敦賀・大野 労働基準監督署

3月
工場が全焼し、工場内にいた2名が被災。
イラスト：職場のあんぱんづくりより引用

4月
工場建設内で水平方向に設けられた内蔵形の配管の上を乗り、上方の不要配管の切断。垂れ下っていた際、約3メートル下の地面に墜落。
イラスト：職場のあんぱんづくりより引用

6月
倉庫内で作業に従事していたところ、作業時刻の近くに体調不良となったために体を休めていた。その後、意識喪失に陥ったために、病院に緊急搬送されるも熱中症により翌日に死亡。
イラスト：職場のあんぱんづくりより引用

5月
トラックを運転して国道を走行中、センターラインを越えて対向車線にはみ出し、対向車線を走行していた車両と正面衝突。
イラスト：職場のあんぱんづくりより引用

6月
車庫の建て方作業中、移動式クレーンでつり上げた木材を、基盤に立てた柱本の柱上に水平方向に載せる作業を行っていた際、周辺のコブなどが倒壊し、落下箇所に行った作業員に激突。
イラスト：職場のあんぱんづくりより引用

8月
倉庫の新築工事現場で屋根工事に従事していたところ、約9メートル下に墜落。
イラスト：職場のあんぱんづくりより引用

3月
社会福祉施設の車いす用昇降リフト付き浴槽のお湯張り作業において、昇降リフトをおろしている途中で、昇降リフトの手すりの下に体を入れて浴槽のお湯を確認しようとしたところ、下がってきた手すりとお湯の縁に体を挟まれた。
イラスト：職場のあんぱんづくりより引用

6月
ガンブトラックで建設資材を運搬していた経路上で、通行に支障を及ぼすおそれがあった樹木の枝について、積載の積平によって切断していたところ、足元が滑り約9メートル下の川に墜落。
イラスト：職場のあんぱんづくりより引用

職場の緊急安全点検を実施してください！

- ☑ 高所作業の場合は、足場などの作業床を設けているか？
作業床が設けられない場合には、墜落制止用器具等を使用しているか？
- ☑ 崩壊・倒壊防止対策を行っているか？
- ☑ 挟まれ・巻き込まれのおそれがある箇所到手足等を入れられるようになっていないか？非常停止装置・安全装置は設けられているか？
- ☑ 交通労働災害防止のための教育を定期的に行っているか？
- ☑ 暑い時期の作業において、熱中症対策は徹底できているか？

墜落防止措置の緊急自主点検

「□いいえ」にチェックが入る場合は、対応を検討ください。

①高所作業（※1）では、足場や床面が設けられていますか？

はい いいえ

（※1）法令では2メートル以上を規制していますが、2メートル未満であっても対策の検討が必要です。

②高所作業箇所には、手すり等の墜落防止措置は講じられていますか？

はい いいえ

③高所においては、全ての期間及び箇所（※2）において、要求性能墜落制止用器具（旧名称：安全带）を使用すべき場所に、使用できる設備が設けられていますか？

はい いいえ

（※2）高所に上られる状態になってから、片付け等含め作業が全て終わるまでの期間で、非定常作業でしか行かないような箇所も含めて点検の確認をしてください。

④足場は、本足場（※3）で設置していますか？

はい いいえ

（※3）足場の躯体側建地が飛ばさずに入っている足場を差します。狭小である等やむを得ない理由以外は本足場を設置してください（躯体の作業性等は理由になりません。）。

⑤設置された足場には、躯体側、外側ともに、手すりと中さんは設けられていますか？

はい いいえ

⑥要求性能墜落制止用器具（※4）は着用していますか？

はい いいえ

（※4）構造規格に適合した要求性能墜落制止用器具が確認してください。

⑦要求性能墜落制止用器具は使用していますか？

はい いいえ

⑧要求性能墜落制止用器具の使用状況を監視させていますか？

はい いいえ

